

令和5年度 いじめ防止に関する全体計画

佐賀市立川副中学校

1 目的

- (1) 生徒の生活実態を把握するとともに、生徒間の望ましい信頼関係の樹立を図り、支持的風土に努める。
- (2) いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止に関する取組を教育活動全体で推進する。
- (3) いじめ防止に関する重点的な取組について、特別の教科道徳及び特別活動（学級活動・生徒会活動）の指導領域で計画的に行い、いじめの未然防止に関する生徒の意識や行動規範の向上を図る。
- (4) 保護者に生徒の実態や学校の指導方針及び指導内容を説明し、保護者の理解を深める。
- (5) いじめ防止に関する教職員研修や保護者研修を推進し、学校と保護者が相互に協力し合う体制をつくる。

2 いじめ防止に係る重点的な取組

- (1) 対策委員会及び拡大対策委員会の設置
- (2) 生活指導委員会を毎週火曜日（2校時）に定例化し、問題行動やいじめ等を的確に把握し迅速に対応する。
- (3) 教育相談部会を毎月設定し、不登校等、個別に支援が必要な生徒に対応する。
- (4) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、サポート相談員、関係機関等との連携を深め、効果的な対応に努める。
- (5) 学校医による「何でも相談」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (6) QUテスト（学級集団アセスメント）を年2回実施し、生徒個々の実態（心情・希望・困り感等）や学級集団の実態を把握し、学級担任及び学年職員が組織的・計画的に望ましい集団づくりに努める。
- (7) いじめに関する指導内容を特別の教科道徳及び学級活動に位置づけ、QUテストの結果と関連付けながら実践する。
- (8) 生徒会活動年間計画に、人権集会やいじめゼロ宣言等の取組を位置づけ、人権意識の育成を図る。
- (9) 計画的に生活アンケートを行い、生徒の悩みや困り感を把握し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (10) PTA役員、学年・学級保護者会、町区懇談会等の機会において、生徒の実態及び学校の指導方針を説明するとともに、保護者や地域からの意見を聞き、学校・保護者・地域の相互理解を深める。
- (11) 毎月1日の「いじめ・命を考える日」の朝の時間に、人権作文の朗読後、感想を書かせる事により、自らを振り返り、「いじめを許さない」「差別をしない」等の人権意識の育成を図る。

3 いじめ防止に関する全体計画

月	いじめ対策委員会	生活指導委員会	教育相談部会	SC 来校日	何でも相談	QU	特別の教科道徳、学活	生徒会活動	生活アンケート	PTA
4		18日、25日、		27日			全校一斉SSE 構成的グループエンカウンター ソーシャルワーカースキル アサーショントレーニング	いじめゼロ宣言		役員会 総会
5		9日、16日、23日、30日	18日	18日 25日	24日	30日			1日	役員会
6	14日	6日、13日、20日、27日、	1日	1日 8日 22日 29日	14日				1日	役員会
7		4日、11日	6日	6日 13日	12日			生徒総会 人権集会	3日	役員会 合同役員会
8				22日				平和集会		役員会
9		1日、5日、12日、19日、26日	7日 28日	7日、 21日、 28日	20日			いじめゼロ宣言	1日	役員会
10		3日、10日、17日、24日	12日 26日	12日 19日 26日	18日				2日	役員会
11		7日、14日、21日、28日	9日	2日 9日 30日	15日	10日			1日	役員会 合同役員会
12		5日、12日、19日	7日、21日	7日 14日 21日	6日			人権集会 人権集会	1日	役員会
1		16日、23日、30日	11日	11日 18日 25日	17日			いじめゼロ宣言	9日	役員会
2	7日	6日、13日、20日、27日	1日 29日	1日、 8日 22日 29日	7日				1日	役員会
3		6日、13日							1日	役員会 合同役員会